

額の全部又は一部を免することを得

第十四條 本法は千九百十七年十二月三十一日以後千九百二十一年十二月三十一日迄に起るべき土地の移轉に限り適用せらる

三 フランクフルト土地賣買税及差増税條例

第一條 フランクフルト市内にある土地所有權の移轉ありたるときは第二條の規定に従つて定むべき讓受價格の二分を賣買税として徴收す

第二條 賣買税は普通の賣買にありては賣買價格により強制競賣の場合にありては競落價格に依る取得者の負擔すべき費用は控除するの限りに非ず
土地に固著せる負擔の内に付ては只年金其他或一定の期間毎に繰返さるべき義務に限り控除せらる控除せらるべき額は是等の負擔を四分の利子にて還元したるものとす

賣買價格が不當に低しと認めらるるとき又は不明瞭なるときは賣買當時の時價を以て賣買税算出の基礎と爲す

第三條 第九條第十條の場合を除く外最近の移轉と現在の移轉との間に二十年

以上の期間が経過したる場合には第一條の税率の外に更に左の附加税を課す

一 宅地

二十年乃至三十年を経過せるときは讓受價格の一分

三十年乃至四十年を経過せるときは讓受價格の一分五厘

四十年以上を経過せるときは讓受價格の二分

二 非宅地

二十年乃至三十年に経過せるときは讓受價格の二分

三十年乃至四十年を過經せるときは讓受價格の三分

四十年乃至五十年を経過せるときは讓受價格の四分

五十年乃至六十年を経過せるときは讓受價格の五分

六十年以上を経過せるときは讓受價格の六分

本條に定むる賣買税附加税及第四條に定むる差増税は最前の移轉か本條例の効力發生の前後に起りたるを問はず課徴するものとす

本條に定むる附加税は現在の讓渡價格か最近の讓受價格に當該期間内に加へ

たる新築改築の費用を加へたるものと相等きか又は其以下なるときは課徴せず、最前の譲受價格とは當時の賣買稅條例に據て賣買稅を課徴せる際に根據となりたる價格を云ふ若し當時賣買稅の課徴なきか又は其他一般に最近の譲受價格が不明瞭なる場合には其當時の市價を以て之に充つ

第四條 最前の移轉より現在の移轉迄に二十年以下の期間が経過せる場合二十年以上の経過は課稅せず(には其期間内に起りたる價格の差増か最前の譲受價格に第五條に規定せる諸般の費用及利子を加算せるものに對して一割五分以上)に達したるときは第一條の賣買稅の外に左の差増稅を課す

| 差増額(每五分増加) | 稅率(每一分増加) |
|------------|-----------|
| 一割五分乃至二割 | 二分 |
| 二割乃至二割五分 | 三分 |
| 二割五分乃至三割 | 四分 |
| 三割乃至三割五分 | 五分 |
| 三割五分乃至四割 | 六分 |

| | |
|-----------|------|
| 四割乃至四割五分 | 七分 |
| 四割五分乃至五割 | 八分 |
| 五割乃至五割五分 | 九分 |
| 五割五分乃至六割 | 一割 |
| 六割乃至六割五分 | 一割一分 |
| 六割五分乃至七割 | 一割二分 |
| 七割乃至七割五分 | 一割三分 |
| 七割五分乃至八割 | 一割四分 |
| 八割乃至八割五分 | 一割五分 |
| 八割五分乃至九割 | 一割六分 |
| 九割乃至九割五分 | 一割七分 |
| 九割五分乃至十割 | 一割八分 |
| 十割乃至十割五分 | 一割九分 |
| 十割五分乃至十一割 | 二割 |

乾甲五號

| | |
|------------|------|
| 十一割乃至十一割五分 | 二割一分 |
| 十一割五分乃至十二割 | 三割二分 |
| 十二割乃至十二割五分 | 三割三分 |
| 十二割五分乃至十三割 | 二割四分 |
| 十三割以上 | 三割五分 |

三

第五條 最前讓受價格に加算すべき費用及利息左の如し

甲 宅地

- 一 土地の改良に要したる費用
- 二 街道運河(かなる)の建設維持に要する特別負擔
- 三 建物の新築改築に要したる費用但保險に付せざる場合に限る
- 四 建築警察手数料

第五條 最前及現在の移轉の際に支出したる印紙税、賣買税、差増税、裁判所公證人の費用その他手数料の賠償として最前讓受價格の五分

乙 非宅地

讓渡人が農業用又は商工業用に利用せざりし非宅地に限り最前讓受價格の四分に當る利子(單利)及収益を差引せる改修維持等の費用

第六條 第一條第二條の賣買税及其附加税の納付は讓渡人及讓受人が連帶義務者より第四條差増税の納付は讓渡人のみか義務を負擔す、印紙税法に據る連帶義務者の一人が免除の特典を有する者(第五條に規定す即ち國王、王妃、國庫、公法人、公益財團、寺院等)なるときは他の一方は只半額を納税するを以て足る、強制競賣の場合には競落人が納税義務者たり但競落人が印紙税法に據りて印紙税納付の義務を免ぜられたる者なるとき又は強制競賣事實の發生前少くとも三箇月以前に當該土地に對する抵當權を獲得せる者にして競落は單に損失を填補するに過ぎざることを證明したる場合には納税の義務なきものとす而して強制競賣の場合に課すべき租税は只第一條の賣買税のみにして賣買附加税及差増税は徴收することなし

強制競賣か所有權共有の狀態を除去する目的に出づるときは第十一條の規定を適用す

乾甲五號

三

第七條 本法に非宅地とは所有權移轉の當時全然建物無きか又は單に一時の使用に供する假小舎の建築ある土地を指すものとす庭園は住居用又は營業上の家屋の附屬物として家屋と共に賣却せられたる場合には之を宅地の一部分と看做す但庭園か家屋敷地の五倍以上の面積を有するときは非宅地と看做す

第八條 土地所有權か數箇の連續して發生せる讓渡契看に基きて第一次の讓渡人より最後の取得者に移轉せる場合には第一條の賣買約は是等數箇の讓渡契約上の取得價格を合計して課するものとす

土地所有權の讓受契約より生ずる債權の移轉を契約する場合並に讓受契約の締結後に第三者の爲に權利を取得し義務を負擔する旨を宜明する場合も普通の契約と同視し賣買税を徵收す然れども讓受人か委任又は事務管理に基きて第三者の爲に讓受契約を爲したる場合には納稅義務を免せらる但第一次の讓渡人より第三者への權利移轉か契約締結後一箇年以内に發生したる場合に限り

本條第一項の賣買税は第一次の讓渡人及最終の取得者か連帶して納付すべし

ものとす

第九條 本法に規定する凡ての租稅賣買税附加税及差増税は相続贈與の場合には之を免除す

第十條 第九條以外に免稅の事由となるもの左の如し

- 一 公益上の理由に基きて土地の交換整理を爲したるとき
- 二 卑親屬者か負擔付契約に據りて土地を讓受けたる場合並に共同相続人及寡婦か相続財産の分割を爲したる場合
- 三 印紙稅法の規定に據り印紙税を免除せらるとき君主皇族の財産及其他

第十一條 共有所有權者が所有權の分割を行ひたるときは獨立の所有となりたる土地の價格か從來の持分の價格を超過せざる限りは免稅せらる

第十二條 土地の交換を爲したる場合に兩土地の價格に高低あるときは高き方の土地の價額を標準として本法に定むる諸稅を徵收す

第十三條 本法に定むる租稅の收收は市廳内の會計課之を司る

第十四條 納稅義務者は所有權移轉後四週間に會計課に工地移轉の申告並に

納税義務に關する諸般の必要なる事項を文書を以て申告すべし、會計課の請求あるときは納税義務者は租税の賦課に必要な諸般の事實を文書にて會計課に申告すべし

第十五條 會計課は租税の賦課に關し納税義務者の申告に拘束せらるゝとなし、會計課か納税義務者の申告を不當なりと認むるときは税額決定前に不當の理由を納税義務者に通知し納税義務者は之に對し會計課の定むる期間内に意見を開陳すべし、會計課と納税義務者との意見が一致せざるときは會計課は必要と認むる場合には鑑定人の意見に従ひ税額を決定することあるべし

第十六條 納税義務者は納税告知書の到達後四週間に税額を市金庫に納付すべし、期限を経過するも納付せざるときは會計課は尙ほ一回の催告を爲し而かも尙ほ納付せざるときは滞納處分を行ふ

第十七條 租税の賦課に對し不服ある者は納税告知書到達後四週間に文書を以て會計課に異議の申立を爲すことを得、異議の申立に付ては會計課之を決定す、決定に不服なる者は決定の通知到達後更に二週間に縣會に訴願を提出す

ることを得

第十八條 本法に違反せる者には他の法律に特に重き制裁の規定無き限りは三十マルク以下の罰金を課す

第十九條 本法は發布の日より効力を有す

財政的成績

| 西曆年次 | 收 | 入 |
|-------|------------|---|
| 一九〇四年 | 約二、〇〇〇、〇〇〇 | 馬 |
| 一九〇五年 | 約三、〇〇〇、〇〇〇 | |
| 一九〇六年 | 約四、〇〇〇、〇〇〇 | |
| 一九〇七年 | 約二、五〇〇、〇〇〇 | |

四 キール市の差増税

第一條 キール市に在る土地所有權の移轉に對しては千九百零六年十月三十日賣買税條例に定むる賣買税の外に本條例に據りて差増税を賦課す

第二條 差増税は額は最前の讓受價格に第三條に列記する費用を加へたるもの

より現在の譲渡價格を控除したる差増額に據りて決定す

最前の取得價格の基礎たる所有權の移轉か九千百年四月一日以前に發生したるものなるときは千八百九十九年十二月十八日地租條例に従ひて千九百年四月一日の法定地價を以て取得價格と看做す若し法定地價の決定無き場合には千九百年四月一日の時價を以て取得價格に充用す但し納稅義務者が確實なる證據を提出して事實上の取得價格を申告するときは市廳は之を採用す土地の交換は兩者各別に課稅せらる第六條第二の場合を例外とす土地か數箇の連續して發生せる譲渡契約に基きて第一次の譲渡人より最後の取得者に移轉せる場合には差増稅の額は各契約毎に各別に計算したる取得價格を合計して之を定む

第三條 第二條に所謂最前取得價格に加算すべきもの左の如し

一 非宅地にありては最前取得價格の四分に相當する利子(單利)

茲に非宅地と云ふは全然建物なきか又は一時の利用に過ぎざる假小舎の存在するに過ぎざる土地を云ふ、二十五「アル」を超過せざる庭園は宅地の一部分と看

做し、二十五「アル」以上の庭園は非宅地と看做す、最後取得の期間内に於て建物の存せる場合と然らざる場合との區別あるときは四分の利子を加算する期間は建物の存在せざる期間に限り、土地の一部が非宅地なるときは此の部分に限りて四分の利子の計算あるのみ、「アル」は百平方「メートル」に當る)

二 土地の價格を増加したる改良費用特に新築改築の費用保險を付せざる限りは、街道建設費、運河修築の特別自撥等

三 最前取得の際に支出したる賣買稅、印紙稅、仲立費、數料等の費用に對する賠償として最前取得價格の四分但第二條に據りて最前取得價格の代りに時價を標準としたる場合は如上の賠償無し

譲渡人が前に強制競賣に據りて土地を取得したる場合に於て譲渡人が當該土地に對して有したる抵當權の價格が取得價格を超過せるときは此の超過額の差増額に算入せらる

街道又は公園の爲に無償に土地の一部を割讓せるときは最前取得價格は割讓後の殘地のみに付き之を定む

第四條 一割及一割以下の差増額は免稅せらる、且つ從來非宅地たりし土地の上に建物を設けたるとき又は從來既に宅地たりし土地の上に建増を爲したるときは當該土地の第一次の讓渡が建物利用後五箇年以内に起りたる場合には更に差増額の一割を免稅す(蓋し屋舎の建築を獎勵するの政策たり)

第五條 差増稅率左の如し

| 差増額 <small>(別も最前の取得價格に第三條の加算事項を加へたる者)</small> | 稅率 |
|---|------|
| 一割乃至二割 | 五分 |
| 二割乃至三割 | 六分 |
| 三割乃至四割 | 七分 |
| 四割乃至五割 | 八分 |
| 五割乃至六割 | 九分 |
| 六割乃至七割 | 一割 |
| 七割乃至八割 | 一割一分 |
| 八割乃至九割 | 一割二分 |

九割乃至十割 一割三分
 十割乃至十一割 一割五分
 十一割乃至十二割五分 十割七分
 十二割五分乃至十五割 二割一分
 十五割以上 二割五分

以上の稅率は新舊移轉の間が五年以下を經過せるときに限り全額を徵收し、五年以上なるときは左の如し

| | |
|-------|---------|
| 六年以下 | 稅率の七割五分 |
| 七年以下 | 稅率の七割 |
| 八年以下 | 稅率の七割五分 |
| 九年以下 | 稅率の六割 |
| 十年以下 | 稅率の五割五分 |
| 十一年以下 | 稅率の五割 |
| 十二年以下 | 稅率の四割五分 |

| | |
|-------|---------|
| 十三年以下 | 稅率の四割 |
| 十四年以下 | 稅率の四割五分 |
| 十五年以下 | 稅率の三割 |

稅率の高は全差増額を標準とす換言すれば免稅せられたる部分を控除すると無し

第六條 免除の事由左の如し

- 一 強制競賣
- 二 土地の交換にして一方が五百マルク以上の特別支出を爲さざるとき
- 三 相続
- 四 贈與
- 五 卑親屬が土地を讓受けたる場合並に共同相続人及寡婦が相続財産の分配を爲したる場合
- 六 公用徵收
- 七 國王、國王妃、國庫、公法人、營造物、慈善寄附行爲の財産

共有所有權者が所有權の分割を行ひたるときは獨立の所有に歸したる土地の價格が從來の持分の價格を超過せるときは此の超過額は課稅せらる

第一項の三、四、五の規定に従ひ免稅ありたるときは爾後の土地移轉に關しては移轉價格及移轉時期共に規定の事項の發生したる時に遡及す

第七條 第一條の納稅義務者は讓渡人なり、第二條數箇の連續せる移轉契約ある場合には第一次の讓渡人納稅義務者たり但爾後の讓渡人も各自の移轉契約締結の際に生じたる差増額に付ては連帶義務を有す、讓受契約より生ずる債權の移轉の契約する場合並に第三者の爲に權利を取得し義務を負ふ旨を後に至りて宜明する場合には右契約を爲したる者も亦租稅に關し讓渡人と共に連帶義務を有す

第八條 地方的又は經濟的理由に因りて土地が數箇に分割讓渡せらるゝときは收稅署即ち市役所は第一次の分割讓渡の行はるゝ際に土地全部の最前取得價格を各部分に配當す而して此際には時價を標準とし且つ讓渡人との協議に由りて決定す但市役所は土地の分割讓渡の發生せざる以前に於て豫め最前の取

得價格を各部分に配當し置くも妨げなし、所有者の請求ある場合の如き特に然りとす

爾餘の規定はフランクフルトの規定と同一なるを以て之を省略す
右は大藏省の好意に由り得たる材料にして参考の爲め此所に掲載するなり

第六號 白耳義に於ける地方債の募集を

容易ならしむる爲の特別機關

- 一 名稱 町村銀行
- 二 位置 ゾルクセル
- 三 目的 町村及縣の募債若くは府縣町村の保證する募債(府縣町村の公共)を容易にするに在り
- 四 業務 (一)町村若くは府縣の爲め債券の發行及其舊債償還の事務を擔當すること
(二)數種の募債を合一する爲め一様なる債券を製造發行すること

五 營業期限 定款勅裁の日より九十九箇年間と定む但し總會の決議を經政府の許可を得るときは此の期限を延長することを得

六 解散 總株數の三分の二以上を代表するときは株主三分の二の同意により政府の承諾を求めて解散することを得
總會に於て反對の決議をなすに非ざれば理事會は當然清算の任に當るべきものとす

七 株金及株主 株券は一千法の株券及百法の分割株券の二種とし共に記名とす
株主は縣及町村若くは其保護する公共營造物に限る
株券の讓渡は理事會の同意を要す
株金は理事會の定むる條件に基き拂込むを要す

八 營業開始 申込株數貳百株に達すれば會社は營業を開始することを得

九 會社資本と募債額との比例 債券發行は會社資本額の二十倍を限りとす

十 債券發行 會社は記名及無記名兩種の債券を發行す、債券に理事會長若く

は理事代理人及書記の署名を要す
債券は割増付抽籤によりて償却することを得此の場合に於て債券額面は百法以上とす但し利率は年百分の三以上とす

十一 債券の發行 は豫約競買若しくは公賣の方法に據る但し理事會に於て反對の決議を爲し、監査役及大藏大臣の承認を得たるときは此限りに非らず

割増金付債券の發行は主務大臣の許可を要す

債券に對する利子、割増金及償却資金として會社が支拂ふべき年額は會社が當該債券の發行に關し町村より收入する年額を超ゆることを得ず

十二 遊金 會社に遊金あるときは之を以て

- (一) 國債證券地方債證券若しくは國府縣、市、町、村の保護に係る債券を買入れ又は是等を質として貸付なすことを得
- (二) 確實なる保證あるときは理事會の指定する株式會社若しくは銀行等に當座預けをなすことを得

十三

理事及理事會 會社の事務に理事之に任ず、理事會は五名の理事より成り、理事は白耳義人若しくは歸化人たるを要す、其任命罷免は株主總會に於て之を決す

理事會は其會員中より理事長を選擧し、其會員外に常務を取り扱はしむる常務代辦人を任命す、但し此常務代辦人は書記の職務を兼攝す、理事會は會社を代表し左の職務を行ふ

- (一) 收得販賣をなし又會社の利害に關する一切の處置に任ず
- (二) 理事長を以て裁判所に起訴及請求をなす
- (三) 和解をなし支拂により若しくは支拂なくして差押の解除をなす
- (四) 會社の銀行方代理者及傭人を任免し並に其數及其報酬を定む
- (五) 定款に基づきて有益若しくは必要と思惟する一切の法律行爲をなす

理事會の法律行爲にして會社の義務を生ずるものは理事長及書記若しくは是等の代理人の署名を要す

理事會は理事長若くは書記の招集により之を開く
理事二名の請求あるときは理事會を開く

十四

理事會 理事三名の出席を要す

議事は多數によりて決す可否同數なるときは理事長若くは其代理人の意見によりて之を決す

十五

監査役 監査役は六名とし業務を監督し計算及貸借を檢閲し毎年株主定期總會に於て前掲事項に對し報告をなすものとす其任免は株主總會に於て之を決す

監査委員は理事會の諮問する一切の事項に對して意見を述べらるものとす

十六

役員任期 理事の任期は西曆千八百六十五年以降は一箇年とし毎年定期株主總會に於て改選す(第一期理事は任期を)
特に五箇年とせり) 監査役の任期も亦一箇年とす但し理事及監査役は再選することを得
理事缺員の場合には次會の總會に於て之を選任す但し其任期は前任者

の任期間とす、

十七

役員手當 理事會員は總會の定むる出席手當を受く

十八

監査役の旅費日當も亦株主總會に於て之を定む
計算及貸借表 計算及貸借勘定は理事會の指揮に依り十二月三十一日を以て之を決算す

公債を貸借表に掲げるには買入價格以上に評價することを得ず配當は拂込株金の百分の五以内とし殘餘は之を準備金となす但し理事會に於て決議し大藏大臣の認可を得るときは之を分配することを得
利益金五分の配當をなすに足らざる時は準備金より其不足を補充することを得

十九

理事會の責任は監査役の貸借表の認可を以て解除せらる
入會の許否 入社審査委員 は理事、監査役を以て組織の府、縣、町、村及公共營造物より公債契約の爲め入社を申込みたるときは審査の上之が諾否を決す

委員の投票は無記名とす

審査會は七名以上の出席を要す、可否同數なるときは申込を拒絶す府、縣、町、村又は公共營造物にして若干の歳入に對し會社に代理受取の權限を委任するの認可を得、又其歳入にして公債契約に應ずるに足るときは委員會は票決の手續を略することを得

二十

會社に對する政府の權能 政府は法律若くは定款に違背するか又は町村若くは國家の利害に反する一切の處置に對し抗議するの權能を有す政府は會社業務を監督する爲め會社に對し監理官を任命する權利を有す、此監理官は會社一切の業務に對して監督權を有す、但し監理官の報酬額は政府と理事會との會議により之を定め會社に於て支拂ふべきものとす

二十一

會社の内規 執務組織、理事退職、缺席及證券保管等を規定する會社の内規は理事會に於て起草し監査役の協賛を経るを要す

二十二

株主總會 株主總會は株主若しくは其代理人理事及監査役を以て組

織す

投票權は一株一票、十株二票、十五株三票、廿株四票とし以上之に準す但し一法人にて十票以上を有することを得ず又一株主にして三株主以上を代表することを得ず

〔參考〕初めは町村行政に毫も關係なき者を代人として總會に出席することを許したるも漸次其弊を發見したるを以て株主町村の代表者は當該町村若くは他町村の町村長助役又は町村會議員に限ることとなしたり、又株主府縣の常置委員は該府縣を代表するときに限り出席權あるものとす

總會の會期は毎年二月とす

總會の招集は官報に廣告し更に書面を以て通知す理事會は臨時總會を拼集するの權利を有す

監査役過半數の決議及株式半數以上の所有者の決議により臨時總會を招集することを得

臨時總會は全株主の半数以上の出席を要す又出席者の代表する株数は全株数の半数以上たざらざる可らず但し株主の數及代表されたる株式の數にして是に充たざるときは更に臨時總會を招集す此場合にては出席株主の數及代表株式の數の如何に關せず議事を有効とす

理事長は議會の議長となり庶務を處理し可否同數の場合には其意見によりて決議し書記と共に之を議事録に署名す

票決は指名點呼に據り六名以上の請求ありたるときに限り無記名投票を用ゆ但し任免に關するときは無記名投票を用ゆ

定款の變更は之が爲め特に招集せられたる臨時總會に於て議し出席全數三分の二以上の多數によりて決す

二十三 附則

第一回の理事は政府に於て任命す

第七號 英國に於ける私事法案提出順序

一 公事法案と私事法案との差違

英國の議院は年々、パブリック、ビル即ち公事法案國家全體に關する法案を取扱ふの外私事法案即ち地方又は個人の利害に關係する法案を審議す。元來私事法案は理論上公事法案と同一の取扱を爲すべきものなるも實際に於ては全然其方法を異にす即ち左の如し

西曆千七百九十八年以前に在つては現今の法令全書の如く公事法(Public Act)と私事法(Private Act)との間には嚴密なる區別を設けず混同して之を編製し獨り人事に關する法律は分離して之を刊行せり然れども同年以後は私事法は總て之を公事法の配録中より區別し法規の編纂に一大改良を施せり即ち公事法は毎會議院を通過したる順序に従ひて之を配置し亞刺比亞數字を以て其番號を附し私事法は其配置の順序は公事法と同じく通過の順序に従ふも其番號は羅馬數字を以て之を附し以て其大體を區別するものとせり

私事法案
の沿革

私事法案
更實の變

乾甲七號

七三

西曆千七百九十八年以前は私事法として格別に刊行せしは離婚歸化其他之に類する人事に關するものなりしも爾後漸次其範圍を擴め道路運河の改修開設橋梁埠頭の建設市町の管理敷石點燈等其他是に類似の諸案を議定するに至れり然るに其後世運の進歩に伴ひ地方自治體の發達と共に議會に於て是等諸案を議するの必要を感じ現今私事法案の重要なるものは殆ど鐵道に關する事件に限るに至れり其變更の順序を見るに今を距る百二三十年以前に在ては私事法案は概ね人事に關し七八十年前にありては主として地方の事業に際り現今に至ては鐵道敷設の如き國民の利害に最大の関係ある事業經營の許可を請求する爲に提出するものとなりたり

私事法案の調査に
個人の利益に
實個に注意す
すに注意す

私事法案に關する立法上の取扱は公事法案の場合と異なり例へば一會社に對し鐵道敷設を許可する所の法案は公會所の設立を特許する爲め若くは國民教育の爲に提出する法律案とは自から其趣旨を異にし立法府は後者の場合に於ては單に公益の爲め最良の方策を講ずるを以て足れりとすと雖も前者の場合に於ては之と同時に其企業の爲に偶々一個人に損害を及ぼすことなきや否やを審査す

私事法案の提出は
公益を以て
由とする
を得ず

私事法案の調査に
立法府は
兩院に
兼任す

るの義務あるものとす蓋し鐵道敷設の發起人は公益の保護者として議院に現はるゝものに非ずして其營業より得る所の金銭上の利益を目的とするものとし其反對者も亦反對の理由を公益の上に置かず自家一身の利害に因て反抗すべきものとする而して英國の議院は此等の企業を許否するに方り其注意を獨り公益を顧みるに止めず更に進んで私人の利害をも審理するの必要ありとするものなり則ち此場合に於ては議院は立法機關と司法機關の資格とを兼併する者にして從て議院は一面に於て立法院當然の資格を以て普通の手續方法を遂行すると同時に他の一面に於て裁判所として公事法案に關する手續以外に司法上の手續を爲すものとする是れ名を公益に藉り私事に經營を爲すの弊を慮るものにして實に英國立法の特色と云ふを得べし近時我國の實況此點に於て遺憾なしと云ふを得ず名を公益若くは宗教神事に藍り意外の法案又は建議を提出するの例少しとせず英國の如きは數百年の經驗を積み大に悟る所ありて此特色を出す豈に鑑みざる可けん哉

二 私事法案提出者の遵守すべき規則及其種類

乾甲七號

七三

守るべき規則

私事法案提出者が守るべき規則は頗る複雑なるものなり、今其梗概を述んに、請願書は總て十二月二十一日前に私事法案提出順序を遵守し之を兩院の私事法案局に提出するを要す其遵奉すべき手續左の如し

- 一 適法の公告を爲すこと
- 二 提出すべき私事法案の爲に影響を受くべき財産の所有著又其占有者に對し提出の通知を爲すこと
- 三 私法案の目的たる營業に關する書類を指定の場所に提示すること
- 四 一定の方式に従ひ右書類を解説すべき設計書其他の書面を作製すること
- 五 工事に要すべき經費を編成すること
- 六 或場合に於ては之に要する金額の一部を適當に指定せられたる官衙に豫納すること等はなり

今一步を進め私事法案提出順序の詳細を陳述せんに其順序方法頗る煩雜に過るものなしとせずと雖も、亦以て英國立法院が私事法案の取扱を如何に鄭重にするかを窺ふに足る其詳細に入るに先ち請ふ先づ其所謂私事法案の内容を詳述せん

私事法案の種類

私事法案は之を分ちて左の二種とす即ち

第一種は公私團體の權力を擴張又は變更する件及教會堂、禮拜堂、埋葬地、市町、人道、敷石、點燈、縣稅、渡船場、魚場、瓦斯燈事業、土地特許狀、地方裁判所、市場、警察及び救貧稅に關する諸議案を包含し

第二種は水道、公道、橋梁、溝渠、切通、船渠、排水堤防、渡船所、埠頭、航路、波止場、法廷、鐵道、溜池、下水街路、關門路、隧道及び給水工事等を築造維持せんとする議案約言すれば土地收用權施行に關する總ての議案を包括す

三 私事法案提出の手續及其期限

凡そ私事法案を提出せんとする者は、其議案の膽本を衆議院の私事法案局に提出すると同時に其事業の利害關係者に向て其議案に包含する權限の附與を請求せんと欲する旨の通知を爲さざる可らず、其提出の義案が第二種に屬する者なるときは其收用せんと欲する土地に施すべき工事仕様書、關係土地所有者の姓名簿、其地價及工事入費見積書を該議案に添へて提出するを要す。而して議案提出者は私事法案局に該案の膽本を提出するに先ち倫敦ダブリン又はエチンバラの官

報を以て六週間議案提出の事を豫め公告するの義務を負ふ第二種の場合に於ては其收用又は起工せんとする土地の最附近に於て最多の購讀者を有する新聞紙を以て其事を廣告し、其議案に依りて附與せらるべき權力を以て收用せられ又は其權力の影響を受くべき土地の地主借地者及び居住者名簿を差出すを要求し、簿記の廣告は十一月中に發表すべきものとす、元來英國の議會は特別の場合を除き例年三月の始に於て開會せらる依て右廣告は開會前滿三箇月以上の期間に於て之をなすものにして實に用意周到なりと云つべし

私事法案提出者は前記書類の外更に議案の謄本二通の提出を要し、其議案が第二種に屬する者なるときは謄本の外工事仕様書二通設計に關する參考書類利害の關係を有する土地所有者名簿及其名簿の謄本各一通と、官報廣告交の謄本を工事に着手し又は土地收用權を使用すべき地方の裁判所及右商務院、衆議院事務局、衆議院私事法案局に提出し而して工事仕様書の謄本一通を寺院檀家區、パソシの書記に若し、其議案が寺内の墓地、共同埋葬地、又は其他の共有地に係るものなるときは内務省書記官局へも一通を提出するを要す、尙ほ十二月十五日までに議案の

提出の期限

爲に損害を受くべき土地家屋及建物所有借地人及居住所者に向て議案提出の通知書を發し、十二月十七日までに議案を印刷し其一通を貴族院に同月二十一日までに請願書を添付し衆議院及商務省の兩私事法案局に各々其一通を差出すべきものとす加之提出者は運河、鐵道、馬車鐵道及其他土地收用權の行使を要すべき土木工事に關する議案を提出せんとする場合には十二月三十一日までに署名したる正副二通の工事入費見積書を調製し、其一通を衆議院の私事法案局に他の一通を貴族院事務局に提出するを要す、次て一月十四日までに衆議院に提出したると同一の形式を具したる土地家屋所有者居住者名簿を貴族院に提出し工事入費見積高の五分に相當する金額を高等法院に豫納し更に正式の手續を履みて議案を議會に提出するに當り其議案に關する費用を支辨するに足るべき金額を貴衆兩院に豫納すべきものとす

四 議院に於ける私事法案の取扱

如上の手續に依り提出せられたる議案に反對なきときは貴衆兩院長の任命に係る二人の私事法案検査員兩院長の指揮命令に従ひ一月十八日頃に其議案を検

査す検査員は請願書及議案の検査を行ふべき一週間前に豫め其検査の時期を請願者に通知し、検査當日に請願者出頭せざる時は其議案を放棄す當日請願者が出頭するときは(通例代理者又は訟師をして代て出頭せしむ)検査員に於て通知廣告工事仕様書差出方及金額豫納に關する私事法案提出順序の規定に従ひたるや議案の審案に要する金額第一回分は三十磅乃至三十磅を納付したるや否を審問す。此審問に依り正式の手續を履まずして議案を提出せしことを發見するときは検査員は其議案を提出順序に遵由せざる旨を裏書して之を棄却す、然るときは同會期中再び此議案を議することを得ず、提出の議案が提出順序の規定に遵據せしものなるや否の問題に就きては私事法案の反對者は制限的即ち條件附反對を爲すとを得べきものとす、其目的は之に由て其大體を否認し其議案の内容に入りて其眞價を審査する手續を省かんとするものなり、又右審問に對し請願者が其懈怠に出づると惡意に出づるとを問はず相當の辨明を爲さざるときは検査員は自己の検査によりて缺點を發見したると同一の手續を以て其議案を棄却す、検査員に於て議案提出者が其提出前に採るべき總ての手續を正當に履行したりと認むる

反對に就
七件を就
目的とするの

ときは其議案を衆議院の豫算委員長に廻付す、然るときは該委員長は貴族院の同委員と交渉し右の議案を貴衆兩院の執れに於て最初に審議すべき乎其審議は如何なる順序に據るべき乎を決定す當事者及國會訟師は此決議に参加するを得ず、歳入委員長は右決議後議長附顧問の助力に依り其反對あると否とに拘はらず總ての私事法案を調査し、必要と認むる諸點に就て衆議院議員及貴族院委員長の注意を促し且つ其私事法案が衆議院委員會の審査に附託されたる後ちも何時にても之に關して必要と認むる所の特別の忠告を衆議院に致し又は反對なき議案を反對あるもの、如くに取扱ふべきこと及請願書並に議案の當否を説明するに足るべき證據を蒐集せざる可からざること衆議院に通知するを得

五 私事法案に就き貴衆兩院の關係

衆議院委員會に於て反對あり又は反對なき私事法案を議するに先ちて衆議院は其議案を貴族院委員長及其顧問に送付して審査を求むることあり、然るときは同委員長に於て右の請案に其適當と認むる修正變更を加へ若くは之を改作し又は其大體上より其當否を見て通過すべきものに非ずと爲すときは其議案に貴族

各種の委員

院は其議案の通過に賛成せずとの旨を裏書して之を衆議院に還付す然れども事實に於ては西曆千八百四十七年私事法案提出順序の設定以來衆議院より私事法案の通過と貴族院に迫りたるとは殆ど絶無なり貴族院委員長より修正又は改作して衆議院に還付したる議案は衆議院に於て之を同院委員會の審査に附す然るときは該委員會は議案に記名したる院内代理者又は國會訟師に向て議案の説明を求め又其條項を變更せんとするときは其變更に就きて其助力を求め慎重に議案を議したる後可否の報告を衆議院に致す委員會に於て否決したる議案は自から消滅するを例とす反對ある議案に就ては衆議院議長は豫算委員長及他の三名を審判委員に任命して一の法廷を組織し其議案の可否を審判せしむ此委員會は委員増加の建議を爲し又は附屬委員會を組織する權能を有す又請願者は一定の資格を有するに非れば委員會に出席し陳辯を爲すを得ず其資格は衆議院に於ては豫算委員長其他議長の指名に係る三人以上のレフリー即ち參加員より成立する一種の委員會に於て之を調査す貴族院に於ては當該私事法案の調査を委託せられたる委員に於て之を調査す而して審判委員には特に専門家を選舉するを例

請願者の資格

とす此委員會の任務は右の議案を法律となすべき乎若し爲すべしとせば如何なる變更制限を加へ如何なる防護の設備を要するやの問題を調査するに在るを以て同會は私事法案添付の請願書及之に反して提出せられたる反對の請願書に對して審理を遂げ其結果を衆議院に報告して同院が該案の採否を決するの資に供するものとす以上に擧たる各委員會の議長は相會して商議し反對ある議案は其一覽表を調製し表中記載の順序に依り之を處理する規定なり

六 鐵道及運河案其他重要な私事法案の特色

鐵道及運河案に關する私事法案は之を鐵道及運河案總務委員(常置なり)に附託す此委員は鐵道及運河私事法案に就ては先議權を有し其案に對し反對あると反對なきとに拘はらず商務省の提議に就て之を審査するものとす而して該委員は其見る所に從て或は自ら之を審査し或は反對ある私事法案は之を其審査の爲め特に組織せらるゝ所の委員會の審判に附することを得此特別委員會に既に述べたる如く私事法案添付の請願の當否よりは寧ろ其曲直を審判するものにして同委員會は恰も法廷の如く反對の請願者は當該私事法案添付の請願書に掲載しあ

鐵道及運河案

る事實を拒否し、之に對して反對の意見を吐露することを得反對ある議案の取扱方は反對なき者と異なることなし、即ち同案は先づ検査員に於て提出順序の規定に違背せしや否やを検査し、次に貴族院委員會長の精査を受け而して後衆議院委員會に於て審議討究せらるべきものとす

私事法案が一たび衆議院に於ける常置又は特別委員會の一覽表に上るときは同案は恰も法廷の目録に登録されたる訴訟の如く其記入の順序によりて審査せらる然れども公益に大關係を有するの重要な案件は此順序に依らざるとあり即ち衆議院豫算委員長が貴族院の同委員長と會合し總の私事法案に就き貴衆兩院の孰れに於て最初に審議すべき手を決するに際し、或る私事法案が大に社會の公益となるべき重要なものと看做さるるときは右の私事法案は豫算委員長より衆議院と貴族院へ同時に提議し兩院聯合特別委員會の審査に附し同委員會は聯合法廷として議案の審査に従事す凡そ委員を以て特に組織する議院の臨時法廷に於ては審議の裁断に於けるも審議の證據を徴すると雖も普通の裁判に比すれば審議の證據なる所あり又傳聞證據に關する規則の如きも幾分か斟酌して適用

重要なる私事法案

せらる然れども何法廷に於ては種々の證據書類を取調べ地圖を要する者は之を精査し事柄の意見及裁断の精査なる辨論及總ての反對論を聴き又は私事法案修正の提議を爲すことを許す等其爲す所普通裁判所に同じく委員の狀態裁判官に異ならず

七 委員の誓言及株主の權利

何人たりと雖も憲法私事法案は自己の選挙區又は双方の利害の關係を有せず而して其審理すべき議案に就ては學生の力を盡し誠實に之を取扱ひ總ての證言を聞きたる上に非ざれば可否の投票を爲さざる旨を書面にて誓言するに非ざれば委員となるを得ず審議會は二人以上の委員缺席するときは之を聞くを得ず而して二回以上缺席する委員に之を除名し他の委員を以て之に代らしむるものとす

會社が其既に附與されたる權利の擴張變更又は改正に關する議案を議會に提出するときは同案に反對する株主は縱令少數なりとも其議案に反對の意見を吐露することを得

八 私事法案の撤回並に費用の支辨

私事法案提出者が議會に於て同案審議中之を放棄するときは、議會は直に其審議を止め其提出より放棄に至るまでの費用を提出者に支拂はしむ。這般費用負擔の事はウキクトリヤ女皇二十八年及二十九年の法律を以て之を規定し委員の私事法案取扱の手續をして一層裁判所の裁判手續に類似せしめたり。此法律に依れば私事法案調査委員會に何時にても審査の上請願書の前提に於て私事法案提出の必要を證明するに足るものなきとを發見し又は反對者の申出に依り反對請願者保護の條項を私事法案に挿入するか又は反對請願者保護の條項を削除若くは改正して反對請願者をして反對の請願書を提出して自己の權利を保護するの手段に出るの已を得ざらしめはるは全く私事法案提出者が其提出案中に適當の條項を設けて反對請願者の權利を保護することに注意せざりしに由ることを衆議院に報告する場合に於ては其事件に關する入費は私事法案提出者をして之を支拂はしめ之に反し私事法案提出者の論ずる所正當にして反對請願者の申立相立たざるときは其私事法案の審判に關する總ての費用は之を反對請願者より徴

費用の負擔

私事法案提出は巨多の費用を要す

提出費の金額及科目

收するものとす

私事法案の提出及調査は頗る手續と時間とを要し隨て少なからざる費用を要す。例へば私事法案の提出者及之に反對の請願者は凡て彼等を代表すべき數名の代人及訟師を雇はざるを得ず、又彼等は數名の證人を倫敦市に出張せしめ市内に滞在せしめ上下兩院の審査決議を待たざるを得ざるを以て事の始末に到るまでには頗る長時間を要し隨て費用決して少額に止まらず、往時鐵道敷設の初期に在ては委員の組成今日よりも緻密にして其費用之を今日に比して更に大なりしは事實に徴して明かなり。然れども今尙ほ一の反對なき私事法案の通過に伴ふ議案提出費検査委員の手数料其他總ての費用を積算するときは一事件の爲め要する所の金高は總額貳千圓を下らず。此金額は議會に於ける議案審議の進行に隨ひ逐次其幾分を豫納し以て次回の審議に伴ふ費用の支辨に充つべきものとす。其費途は公用に供する議會の筆紙墨衆議院議長の特別顧問及議會の議案起草者に對する謝金委員會に於て私事法案審議の際に生ずる種々の臨時費其他私事法案に關し議會に於ける一切の費用支辨に充るものとす。其他代人及訟師の報酬の如きは

其幾何なるを知るを得ず然れども、其少額に止らざるは疑を容れず總て私事法案は衆議院議長顧問即ち國會議案起草者の監督の下に議會の吏員に於て起草す、而して議長の顧問には地位高く學識該博なる訟師を擧ぐるを例とす

九 議院職務の減縮

英國に於ける私事法案提出及其調査議決の鄭重なる凡そ斯の如く其手續は主として款を議員に通じ私事法案の提出を苟にするの弊を防ぐにありて相當の範圍内に於て其順序方法を定むるは必要の事に屬す然りと雖も英國の現行方法は手續煩密に過ぎて費用を要する大なるの感なき能はず其手續を簡單ならしめ而かも其弊害を防ぐに足るの方法あらば進て以て之を講究すべきは亦以て民福を増すの一助たるを疑はず、今英國議院の大勢を見るに往時は離婚歸化の如き人事と雖も尙ほ私事法を以て之を定め、選舉の異議に關する請願も亦之を衆議院の選舉委員に附託せり、然るに四五十年以來歸化證書の下附は行政の一事項となり離婚の争訟は司法事件となり、裁判所に移り、凡そ二十年以來選舉に關する請願は普通の裁判所の所管となり、議院の職務漸く減縮の傾向を示せり、其他地方警察署の

設置、町邑、窮民救助の施設、社團法人の設置、限嗣不動産(エンタールド、エステイト)の賣却等皆近年までの立法の手續を要せりと雖も爾後是等の事項の爲め一般法を定め一事一項に就て立法府を煩はざることとせり、是れ國務の執行上組織の一進歩と云はざるを得ず、回顧すれば英國に於ては西曆千八百四十五年以前に在ては共有地境界の設定は私事法を以て之を規定せしと雖も同年以後は行政府に於て境界検査官なる者を任命し境界に關する一切の情況は該検査官に於て之を調査し、相當と認むるときは之を認許するの命令を作り、次回の議會に於て其命令の承認を請ひ其處分を確定するものとし之を稱して豫備命令(プロヴェジヨナル、オーダー)とす此事務は内務省に屬し、内務大臣は毎歲議院の承認を経る爲に多數の豫備命令を取纏めて簡單なる一案と爲し之を議院に提出す斯くして提出せられたる案は公事法案を取扱ふと同様の手續を以て其許否を決し、議院は境界決定の權利を保留し、其検査を行政府に委し以て従前議院の特選委員に於て履行したる煩雜なる手續に代へ、大體上立法府檢束の權利は依然之を存し處務の効用を増加せしものなり、元來處分の敏捷にして周到なるを欲せば之を行政府に委するを宜しと

す、而して結局の監督權は之を議會に收めざるを得ず、前記の如きは實に適當の改正と云ふを得べし

以上境界の設定に就て説く所の制度は其の後棧橋、碇泊所、馬車鐵道、漁場其他諸種の事項に適用せられたり實に豫備命令の發布は些々たる地方的事項の爲に一々私事法案提出の手續を省略し國務の進歩上一大進歩を來せり、今此制度を擴張し各地相當の裁判所に於て方今尙ほ議院に提出せらるべき各種の私事法案と受理し輕便に之を檢査し、之に對して議院の承諾を経べき豫備命令を作らしむるは蓋し容易の業たるべし諸般の關機を利用し巧に國務に縱横せば國民福利を増加する亦難きに非ざるなり

乙種

〔第一六一六頁第三行ノ次

今參考の爲め英國海外放資の主要なる者を掲ぐれば左の如し

北米合衆國

玖

馬

比律

| | | | |
|-------|---------|--------|-----|
| 國債 | 七、八九六 | 二、二八二 | 千磅 |
| 市債 | 五八六、二二七 | 一七、三八七 | 千磅 |
| 鐵道 | 九三〇 | | |
| 銀行 | 一一、五〇五 | | |
| 釀造業 | 一五、七一五 | 一、七二一 | |
| 商業 | 二一、六二一 | | |
| 礦業 | 三一、四三七 | 一八二 | |
| 土地金礦 | 一、一三七 | | |
| 瓦斯及水力 | 四、三四七 | 九六六 | |
| 電信電話 | 二、九四七 | | 二五〇 |
| 輕便鐵道 | 三、五七五 | 一七一 | |
| 油 | 七四一 | | 五〇 |
| 其他 | 六八八、〇七八 | 二、二七〇〇 | 千磅 |
| 合計 | | 八、二〇二 | 千磅 |

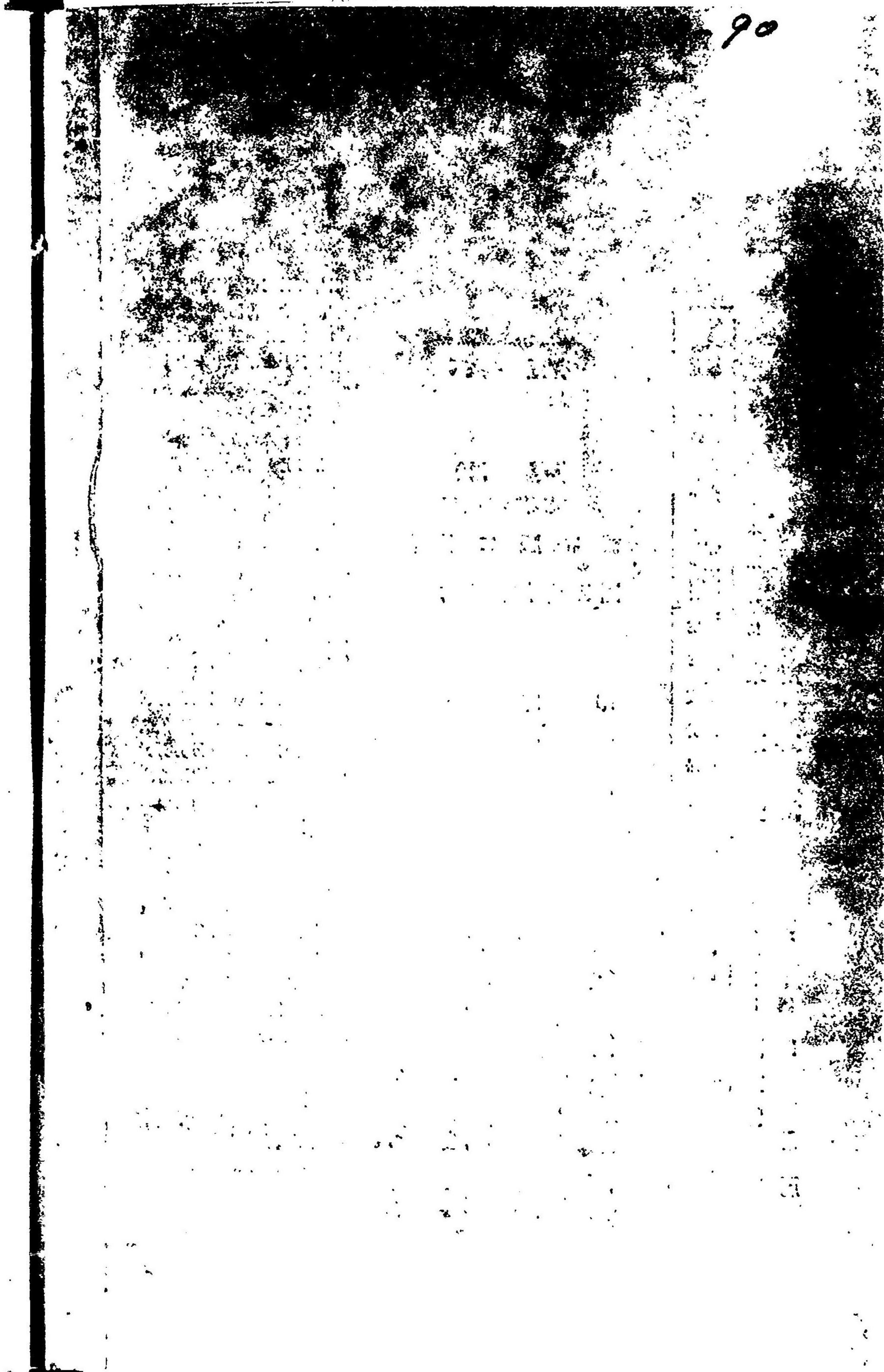
乾乙種

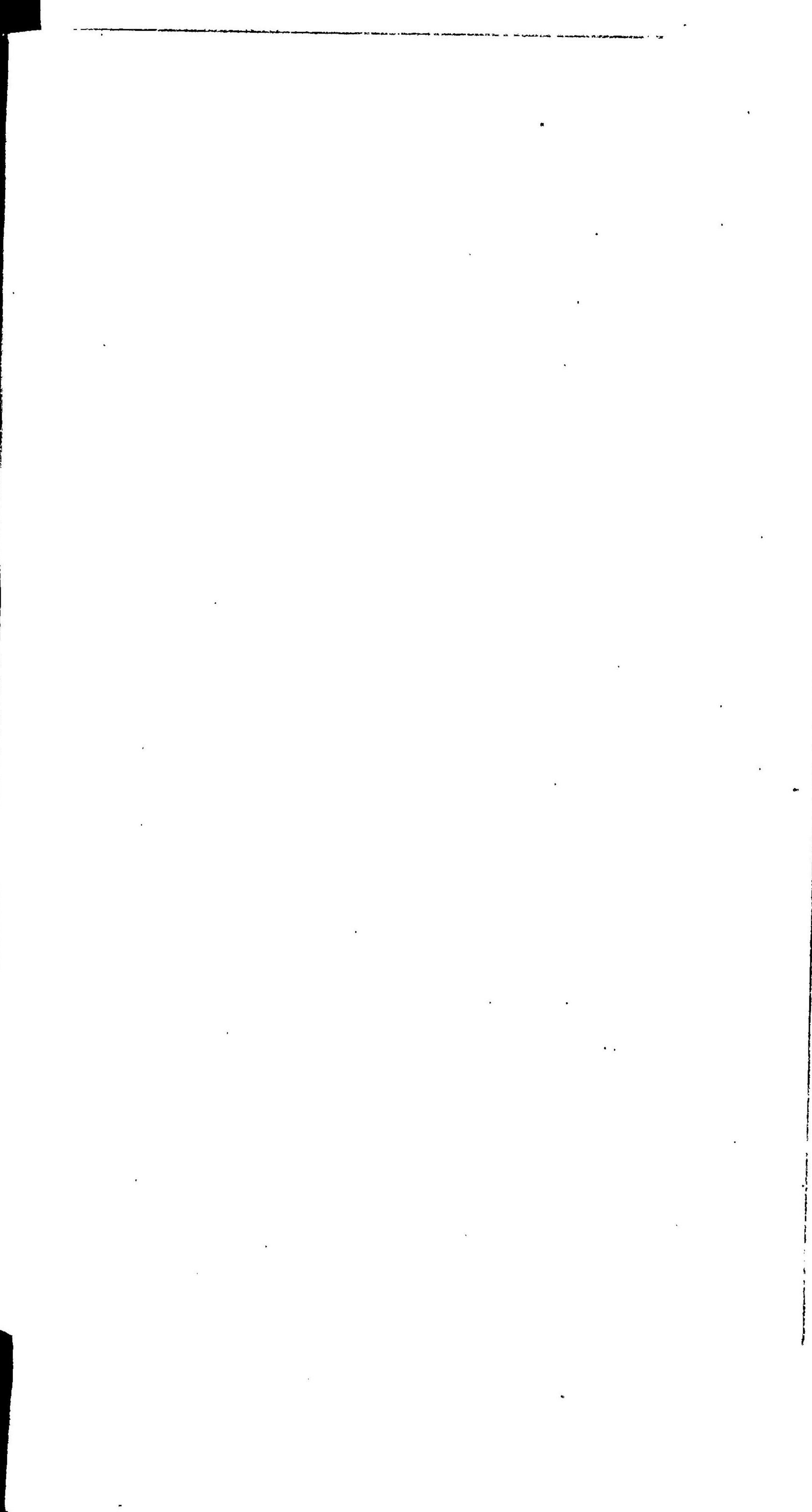
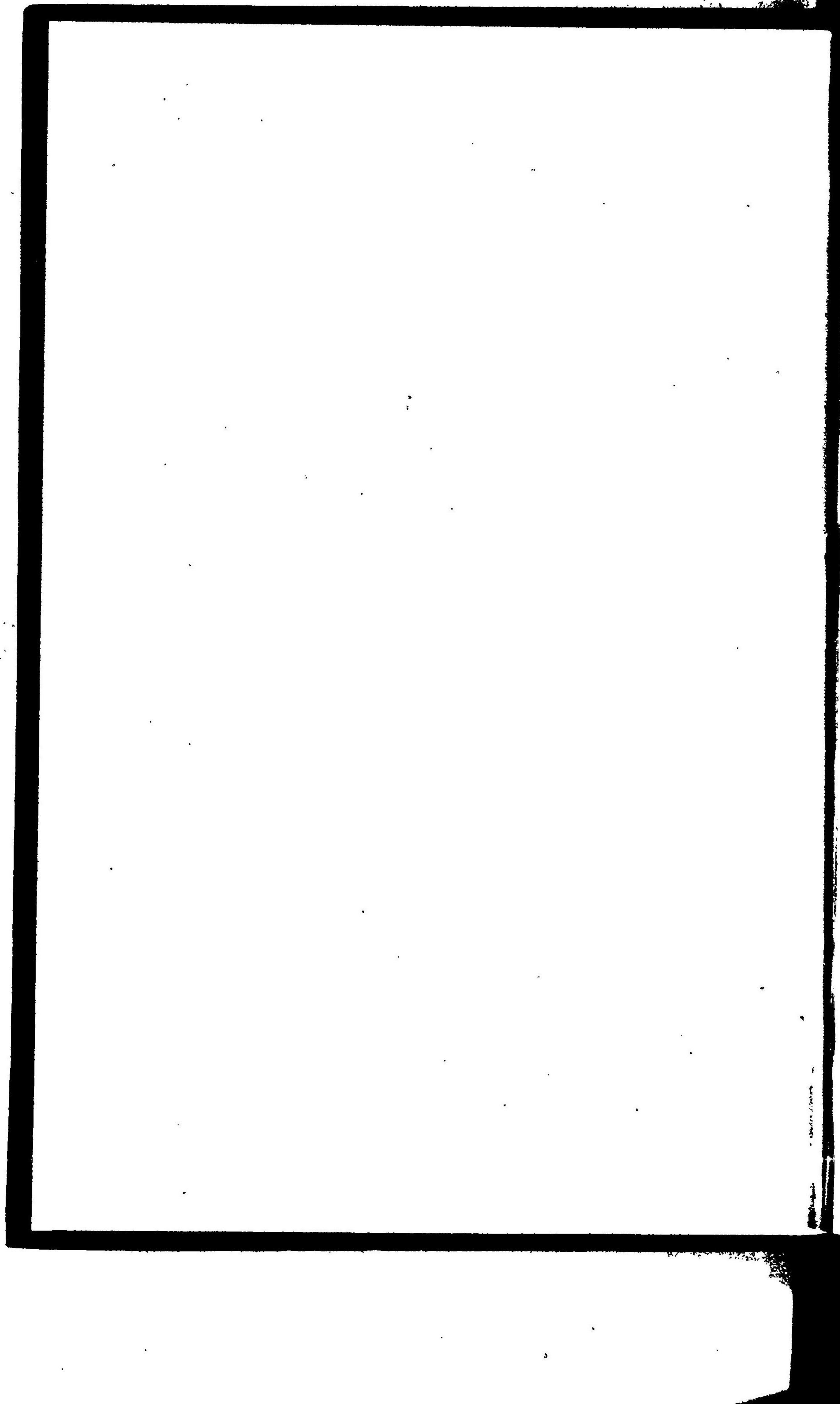
七

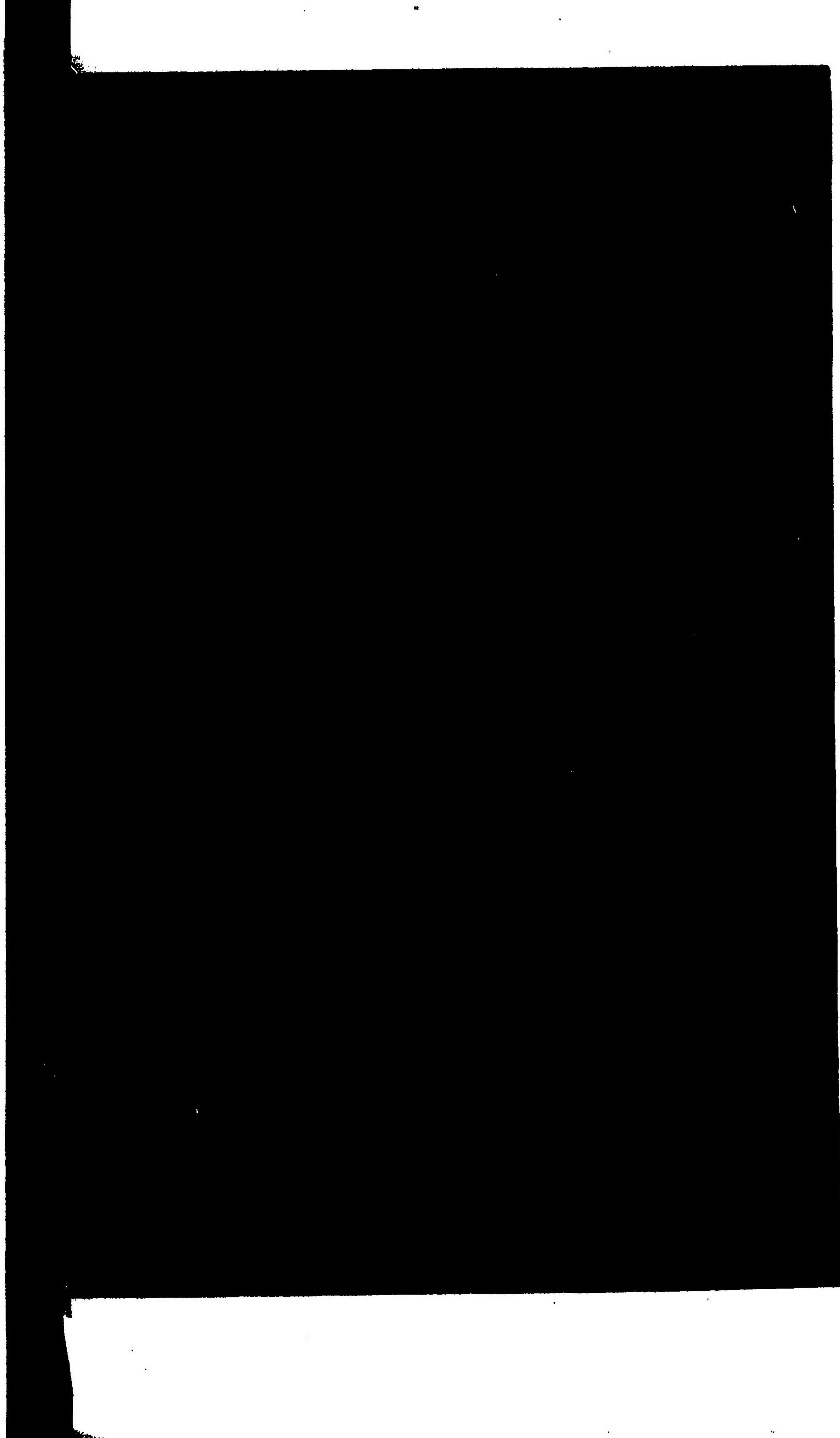
| | 加奈陀 | 濠洲 | 南部阿弗利加 | 印度 |
|---------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 政 府 | 七四、六一 | 二四八、四〇 | 九七、三七九 | 一七六、九九五 |
| 市 道 | 一七、三三七 | 一四、六四六 | 一七、七〇三 | 三、五二三 |
| 鐵 道 | 二、三、七四〇 | 三、七三三 | 九、三五四 | 一、三六、五二五 |
| 銀 行 | 四、一八〇 | 一、九、三三七 | 四、五五八 | 三、四〇〇 |
| 商 工 業 | 一、四、三、五七 | 一、三、〇〇〇 | 七、〇三四 | 二、六四七 |
| 電 燈 電 力 | 三、三、三三 | 一、五、七九 | 三、六六七 | 一、七、六三 |
| 土 地 金 融 | 一、二、六、二三 | 二、七、九、五七 | 七、三、三、三三 | 一、八、五三 |
| 鐵 石 炭 | 七、三、二一 | 一、二、五、七 | 六、三、九二 | 八、〇三 |
| 鑛 業 | 七、三、九六 | 四、三、〇、九四 | 一、三、五、〇、六五 | 三、五、三、一 |
| 輕 便 鐵 道 | 五、八、〇八 | 三、四、八八 | 一、八、〇〇 | 四、一、三、六 |
| 其 他 | 二、〇、六 | 四、三、三四 | 一、九、九九 | 三、八、三、三〇 |
| 合 計 | 三、七、三、五、一 | 三、八、〇、五、〇 | 三、五、一、三、六 | 三、六、五、三、九 |

右の外小殖民地へ貸付する者數ふるに遑あらず、中央及南米諸國にも多額を貸付

し、ワルゼンチンを等額とし其額約二億七千萬磅にして最近三箇年の貸付高は五千六百萬磅とす次はメキシコにして其額は千七百萬磅ブラジール九千四百萬磅チリ四千六百萬磅ウルグワリー三千五百萬磅ペルー三千二百萬磅等なり而して西曆千九百十年の海外投資總額は一億八千九百萬磅の巨額に達し最近三箇年の合計は五億千六百萬磅なりとす







91
147



040622-001-2

91-147

財政と金融

田尻 稻次郎 / 著

乾

M44.10

BDE-0270



